

第二期

にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画

令和7年（2025年）3月

“すべての人が、その人らしく暮らせる地域社会”をめざして

国の推計によると、令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害（MCI）の高齢者数は約559万人と推計され、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備軍といえる状況です。西諸地域においても認知症高齢者数の増加など、将来において権利擁護を必要とする住民の増加や権利擁護支援のニーズがさらに多様化することが見込まれるところです。

令和6年度までの第一期計画では、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段である成年後見制度の利用を促進することを目的に、令和3年9月21日に開設した中核機関にしもろ地区権利擁護推進センターつなごを核とし、国第一期計画に基づいて、4つの支援機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）を整備し、全国的に注目されている支援検討会議を実施する等、着実に成果をあげてきました。

本計画では、国が第二期計画で示した市町村の役割を基に、小林市、えびの市、高原町の西諸2市1町の統一的計画として、西諸地域における高齢者や障がい者等の尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用や地域連携ネットワークの構築等の施策を計画的に推進し、『　にしもろつながる。　みんなで手と手をつないで進める“すべての人が、その人らしく暮らせる地域社会”の実現　』を基本理念に、必要な取組を進めてまいります。

本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、西諸地域における成年後見をはじめとする権利擁護に携わる関係機関、専門職、ボランティアの皆さんなどとのつながりを高め、地域一体となって西諸地域における成年後見制度の利用促進や権利擁護支援の取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

令和7年3月31日

小林市長 宮原義久

えびの市長 村岡隆明

高原町長 高妻経信

第1章 成年後見制度について	1
1 成年後見制度の目的	1
2 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方	1
(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進	1
(2) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり	1
3 成年後見制度の利用状況	2
第2章 計画の概要	3
1 第一期にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画の評価	3
(1) 評価結果概要	3
(2) 評価基準	3
(3) 評価結果	3
(4) 推進できなかった施策の現状と今後の方向性	3
2 計画の背景と目的	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象期間	4
5 計画の進行管理及び評価	4
第3章 基本理念	5
1 基本理念	5
第4章 施策の目標	6
1 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用	6
(1) 意思決定支援の浸透	6
(2) 後見人等に関する苦情などへの適切な対応	6
(3) 不正防止の取組	6
2 成年後見ネットワーク西諸の構築	6
第5章 施策の展開	8
1 施策の推進	8
(基本方針 1) 中核機関及び協議会の整備・運営方針	8
1 - ① 中核機関の整備・運営方針	8
1 - ② 協議会の役割	11
(基本方針 2) 成年後見ネットワーク西諸の支援機能	13
2 - ① 「包括的」なネットワークづくり	13
2 - ② 「多層的」なネットワークづくり	13
(基本方針 3) 成年後見ネットワーク西諸の機能強化	14
3 - ① 成年後見ネットワーク西諸の機能を強化するための取組	14
(基本方針 4) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進方針	15
4 - ① 市町村長申立ての状況と方針	15
4 - ② 成年後見制度利用支援事業の円滑な運用	15
資料編	16
1 これまでの経過	16
2 計画策定委員及び事務局名簿	17

第1章 成年後見制度について

1 成年後見制度の目的

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神の障がいにより判断能力が十分ではない人を援助するため、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任し、成年後見人等が通帳の保管などの財産管理や生活・療養に必要な手続などの生活支援などを行うほか、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を行い、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）を保護する制度です。

この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、障がいのある人もない人も、互いに支え合う社会を目指すノーマライゼーションの理念と従来からの本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ利用しやすい制度を目指し、それまでの禁治産者・準禁治産者制度に代わり平成12年4月に施行されました。

2 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

（1）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

団塊の世代が全て75歳の後期高齢者となる令和7年度には、全人口の18%が75歳以上になると見込まれ、少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などを背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。

また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応も求められています。こうした状況でも、住み慣れた地域において、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように地域共生社会の実現を目的として様々な福祉施策などが進められています。

成年後見制度利用促進の取組は、市民後見人など地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体などの協働による地域連携ネットワーク（以下、「成年後見ネットワーク西諸」という。）を通じて、包括的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことによって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになります。

したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければなりません。

（2）司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

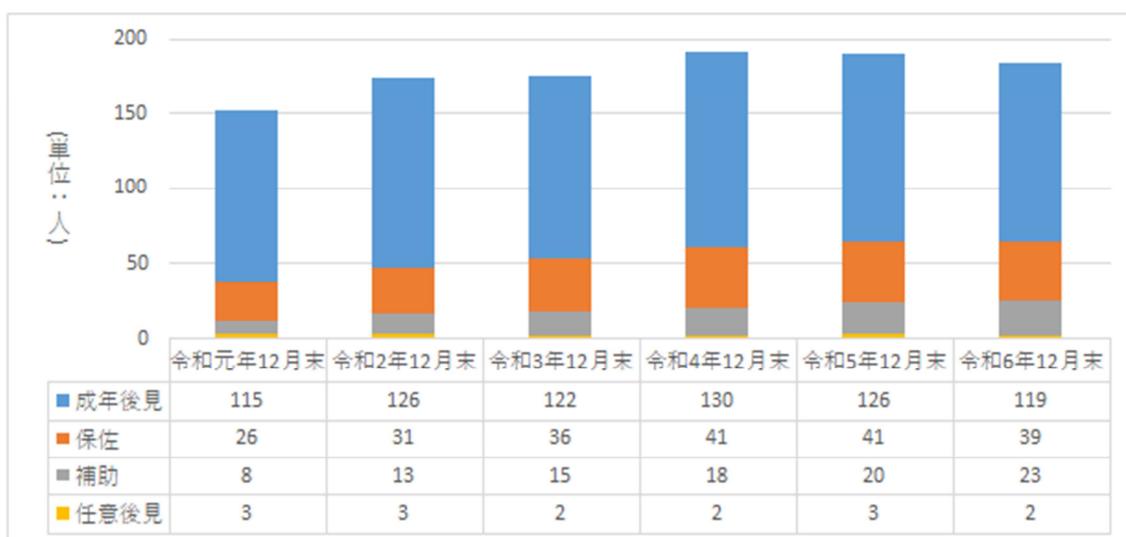
権利侵害からの回復支援を進める上で重要な核の一つが家庭裁判所や法律専門職です。身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続を円滑にすることや法律専門職による支援などを適切に受けられるようにすることで、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図られます。

したがって、成年後見ネットワーク西諸を通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要があります。

3 成年後見制度の利用状況

利用者数は、令和元年末時点から増加傾向にありますが、認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上の数）と療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を保持している人の合計数5,370人（令和6年12月末現在）と比較すると利用率はまだ低い状況です。

■西諸地域全体



第2章 計画の概要

1 第一期にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画の評価

第一期にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画に定めた施策について、地域連携ネットワーク運営委員会の委員 14 名にて進捗状況や実施状況などを確認評価しました。

(1) 評価結果概要

A 評価（順調に推進）もしくは B 評価（概ね順調に推進）と評価された割合は 100.0% であり、順調に施策を推進できたものと考えられます。

一方、基本方針 3 については、親族後見人の支援である「後見人等のつどい」の周知不足や、市民後見人の育成と支援をフォローアップ研修のみとせず、活用までの課題が多いことを踏まえ、現場でも活躍できるものとすることが重要であるとの意見が出たため、関係機関と協議し、課題の抽出と対応策の検討を行う必要があると考えられます。

(2) 評価基準

- ・ A 評価：順調に推進
- ・ B 評価：概ね順調に推進
- ・ C 評価：あまり推進できず
- ・ D 評価：推進できず

(3) 評価結果

基本方針	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
1 制度の関心を高め、分かりやすく利用しやすい体制づくり	11 人 (78.6%)	3 人 (21.4%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
2 関係機関の連携強化と適切な支援につなげる体制づくり	10 人 (71.4%)	4 人 (28.6%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
3 担い手育成とその支援を通じた安心して制度運用できる体制づくり	9 人 (64.3%)	5 人 (35.7%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
計	30 人 (71.4%)	12 人 (28.6%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)

(4) 推進できなかつた施策の現状と今後の方向性

C 評価（あまり推進できず）または D 評価（推進できず）と評価された施策はありませんでした。

2 計画の背景と目的

成年後見制度の利用促進の基本理念などを定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が平成28年5月に施行され、促進法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国的第一期計画」という。)が平成29年3月に閣議決定されました。

西諸地域では、令和3年9月に中核機関を設置し、国的第一期計画を基に4つの支援機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）を整備してきました。

国の新たな基本計画となる「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の中期計画」という。)が令和4年3月に閣議決定されました。

また、国の中期計画には市町村の役割が明記されていることや成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであることなどを踏まえ、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるよう、西諸地域の成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取組を明らかにし、計画的に進めて行くことを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、促進法第14条第1項の規定に基づく、西諸地域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画として策定します。

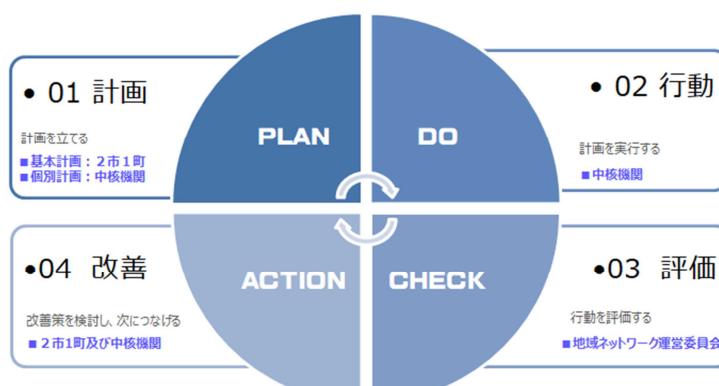
なお、西諸地域2市1町で共通して策定する計画とし、西諸地域における高齢者・障がいのある人の支援の基本的な施策と位置づけ、2市1町がそれぞれに整備する各関連施策との連携も図りながらその推進を図るものとします。

4 計画の対象期間

計画期間は、令和7年度から令和9年度の3年間とします。

5 計画の進行管理及び評価

地域連携ネットワーク運営委員会にて進捗状況や実施状況などを確認評価します。また、評価などを踏まえ、必要に応じて計画策定委員会を設置し、計画の見直しなどを行います。



第3章 基本理念

1 基本理念

権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりをめざします。この状態を実現するため、西諸地域の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していくため、次の基本理念を定めます。

基本理念

にしもろつながる。

みんなで手と手をつないで進める“すべての人が、その人らしく暮らせる地域社会”的実現

※西諸地域では、他に先駆け平成17年にネットワーク体制の原型が構築されました。当時から大切にしている“つながる”をコンセプトにより良い地域社会の実現をめざします。

第4章 施策の目標

1 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用

尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現のためには、後見人等が後見事務を行うにあたり、日常的に本人への支援を行う様々な関係者で構成された権利擁護支援チームが意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要であることから、意思決定支援の浸透を図ります。

また、成年後見制度を安心かつ安全に利用できる体制を整備します。

(1) 意思決定支援の浸透

意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融などの幅広い関係者に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料などを活用し、成年後見ネットワーク西諸などの研修などを通じて継続的に普及・啓発を行っていきます。

(2) 後見人等に関する苦情などへの適切な対応

後見人等に関する苦情などを把握した機関は、苦情などに関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応の必要性について検討します。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合、関係者と連携し、福祉や医療などのサービスを含む身上保護に関する対応を、必要に応じて専門職団体と連携するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡します。

なお、対応にあたり、地域における対応体制の実情などを踏まえたうえで、苦情などを把握した機関以外の機関で調整することが適当な事案の場合は、検討のうえ適切な機関などに対応を引き継ぎます。

(3) 不正防止の取組

本人の意思を尊重しつつ、後見人等による不正行為の防止を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするために、後見人等を孤立させないよう、権利擁護支援チームの運営を進めます。また、成年後見人等に不適切な行為が見受けられた場合は、家庭裁判所などの関係機関への連絡により迅速な対応に努めます。

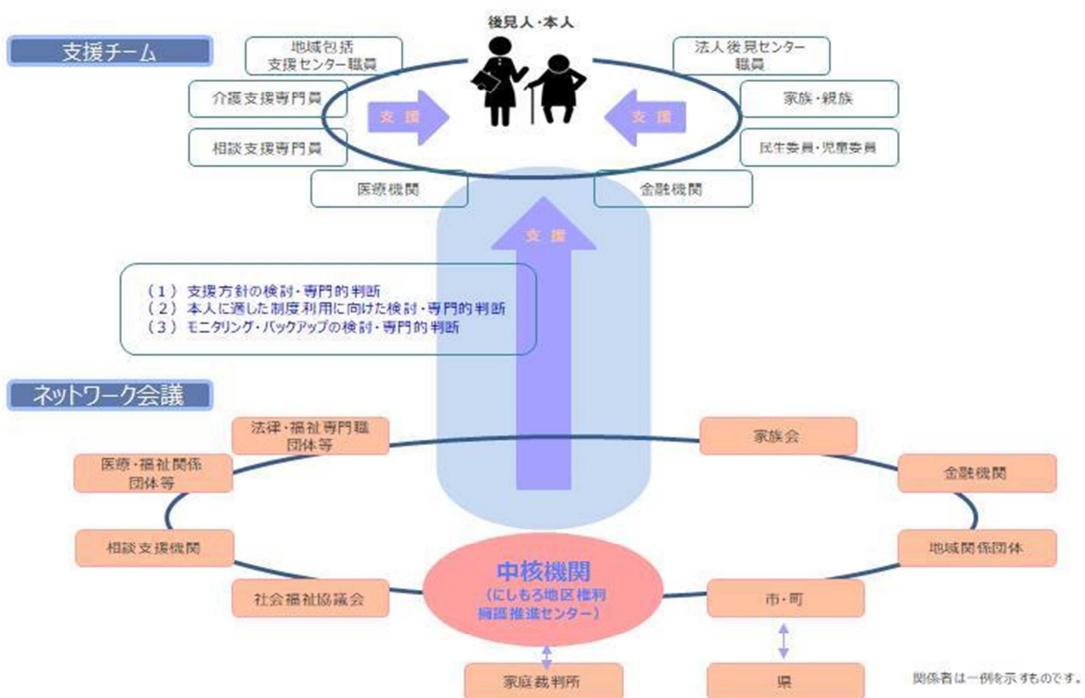
市民後見人を成年後見人等候補者として推薦する場合は、後見人活動が適切に行われていることを確認するため、社会福祉協議会などへ依頼し、市民後見人の監督人を配置するなどその適切な運営に取組ます。

2 成年後見ネットワーク西諸の構築

権利擁護支援を必要としている人は、判断能力などの低下や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなつたとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合があるため、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療などのサービス利用につなげることが、本人らしい生活を継続するために重要です。

また、身寄りがない、身寄りに頼ることができない状態、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいることから、社会参加の支援を充実することも重要です。

以上のことから、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉の関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、社会福祉協議会、市などが情報や知識を提供・共有し連携する体制を整備し、定期的に情報交換や勉強会などに取組ます。



第5章 施策の展開

1 施策の推進

(基本方針 1)

中核機関及び協議会の整備・運営方針

1 - ① 中核機関の整備・運営方針

成年後見制度をはじめとする権利擁護に係る取組を、住民にとって身近で利用しやすいものとし普及させること、また一次相談機関の後方支援を担う二次的相談機能、地域課題などの把握や関係機関との連携促進など制度推進を目的として、西諸地域における中心的役割を担う中核機関『にしもろ地区権利擁護推進センター“つなご”』を2021年（令和3年）度に西諸2市1町共同で設置しました。

名 称	• にしもろ地区権利擁護推進センター“つなご”
拠 点	• 小林市細野389番地1
設置運営	• 小林市、えびの市、高原町
運営主体	• 一般社団法人権利擁護センターみらいに委託
開設日	• 2021年（令和3年）9月21日 • ※世界アルツハイマーに合わせ開設

（1） 相談機能

制度の利用促進を図るために、住民が相談しやすい環境整備と実務者支援機能の強化を実現するため、専門職による後方支援機能体制を整えます。

ア 相談対応

本人や関係者からの相談に対し、成年後見制度や権利擁護支援、他制度による支援について説明します。また、必要に応じてケース会議などに出席するなどして本人の情報を収集し、権利擁護支援ニーズの精査を行ったうえで、本人の権利擁護支援ニーズに応じ、成年後見制度や必要な見守り体制、成年後見制度以外の支援へのつなぎを行います。

イ 一次相談機関の支援

権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言などをしつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施します。

ウ 専門職の相談支援

弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に無料で相談できる出前相談会を実施します。

エ 支援方針検討

対応の方向性を確認するため、隨時、案件別に司法・福祉の専門職同席のもと成年後見制度の必要性や後見人等候補者の妥当性、後見人等決定までの対応について協議を行う支援検討会議を実施します。

オ 広域連携連絡協議会の運営

地域の実情や課題を西諸2市1町の担当者と共有するための会議を運営します。

(2) 広報機能

制度の普及啓発や西諸地域における支援体制の案内を行うとともに、西諸管内の関係機関のネットワーク強化と制度理解の均一化を図るためのネットワーク運営を行います。

ア 制度普及啓発活動

- ポスター、パンフレットやインターネットを活用し、広く地域住民に制度内容を広報します。
- 住民向けの講演会や研修会の開催、地域での出前講座などに取組ます。
- 後見、保佐、補助類型をしっかりと周知するとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から任意後見制度の周知に取組ます。

イ 西諸ネットワーク強化のための会議運営 ※第4章2に関連事項記載

(3) 制度利用促進機能

制度の利用が促進されるように、申立て支援や受任候補者の調整を行う会議の開催、利用促進に係る地域課題などを分析するための統計作成を行います。

ア 申立て支援

住民が本人申立てや親族申立てで制度利用を行う際に、書類の書き方や取得方法などの説明を行うなど、その支援に取組ます。また、利用者が申立ての代行を希望する場合は、弁護士、司法書士などの代行機関の紹介に取組ます。

イ 受任調整会議の開催（開催に係る事務局機能に限る。）

対応すべき課題と後見人等に求められる役割や必要となる同意・代理行為、把握可能な範囲内の収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の後見人等の交代の方向性など本人の状況や意向に合わせた適切な支援方針や成年後見人等が決定されるように、支援方針内容や成年後見人等候補者を調整し推薦する機関となる受任調整会議を設置し、その円滑な運営に努めます。

会議後は、意思決定を重視するために補助及び保佐相当の案件について、本人と受任調整会議で選定された候補者の顔合わせを行います。

ウ 西諸地区における権利擁護に関する相談状況の統計作成

2市1町の相談件数や相談内容などに係る統計を作成し、地域の課題や権利擁護支援ニーズなどについて分析します。

エ 家庭裁判所との連携

家庭裁判所との相互理解を図るために、個人情報を含まない模擬事例の検討による後見人等受任イメージの共有や、緊急案件、後見人等の交代、類型や権限変更などに関する進捗状況の報告・相談などを行います。

(4) 後見人支援機能

市民後見人の実務支援やスキルアップ機会を提供するとともに、親族後見人が相談や意見交換が行える場を設け、必要な助言などによる心的負担軽減などを図ります。

ア 市民後見人支援（実務支援、フォローアップ）

高齢化率の進展に伴い、成年後見人等の需要が高まることが見込まれる一方で、専門職だけで需要に応えることが難しい状況も予想されます。このことから、社会貢献意欲の高い住民が、成年後見制度の新たな担い手として活躍できるように、社会福祉協議会の事業を中心に市民後見人の養成に努めます。

また、養成された方が、成年後見制度の担い手として活躍できるようその推進体制を整えていくとともに、後見業務に必要な知識や技能を継続して向上できるような研修会の開催や、現場での活躍を想定したフォローアップを行います。

イ 後見人等支援（親族、専門職後見人等の実務相談支援など）

後見人等が一人で悩まないように、必要に応じて、関係機関などからなる権利擁護支援チームの設置や、追加して必要となる支援の調整、後見人等の交代、類型・権限変更などの検討や調整などを行います。なお、交代後は、必要に応じて、本人や新旧の後見人等、関係機関などが参加する会議を開催するなどして、新しい後見人等に、本人の状況などが適切に引き継がれるようにします。

また、親族後見人が相談や意見交換が行える場を開催し、その支援に努めるとともに、地域における親族後見人の状況把握に取組ます。

ウ 法人後見業務の支援

現在、西諸地域における法人後見業務は、小林市社会福祉協議会と専門職などで組織する一般社団法人権利擁護センターみらいが担っていますが、必要に応じて法的観点での後方支援が生じる場合もあります。

また、えびの市や高原町では、今後、社会福祉協議会が法人後見業務の受任機関を担うべくその検討がされています。このことから、中核機関を中心に、法人後見

業務を担う社会福祉協議会などの支援の強化を図ります。

エ 任意後見受任者の状況把握と相談対応

任意後見制度は、本人の意思で自由に後見人を指定できる制度ですが、後見人は必ずしも弁護士などの専門職ではなく親族や友人が担う場合もあります。このような任意後見受任に係る後見人同士の相談や意見交換が行える場の開催などを通じて、その支援に努めるとともに、地域における任意後見人の状況把握に取組ます。

オ その他後見実務に関する支援

必要に応じて、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担を行います。

また、後見人等が選任された後においても、必要に応じて後見人等が加わった権利擁護支援チームによる役割分担の再確認を行います。

(5) コーディネート機能の強化

地域に存在する権利擁護支援は、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、セルフネグレクトを含む虐待への対応、消費生活センターの相談対応など様々ですが、本人の意思・意向を尊重して最もふさわしい支援につなぐことが重要です。一方で、権利侵害からの回復などのために早期に成年後見制度の利用による支援につなげるべき場合もあることから、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援のニーズを精査して見極め、具体的な支援に早期につなぐことのできる体制を整備します。

1 - ② 協議会の役割

協議会とは、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみのことで、西諸では「地域連携ネットワーク運営委員会」と言います。

成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするために、権利擁護支援を行う3つの場面での「支援」や、成年後見ネットワーク西諸の機能を強化するための「取組」について協議します。

ア 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

場面	「支援」機能	検討・協議事項
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	権利擁護の相談支援機能	・ 1-①(1) ア
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）	権利擁護支援チームの形成支援機能	・ 1-①(1) エ ・ 1-①(3) イ ・ 1-①(4) ウ
成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）	権利擁護支援チームの自立支援機能	・ 1-①(4) イ

イ 成年後見ネットワーク西諸の機能を強化するための取組の協議

権利擁護支援チームによる支援を充実するためには、成年後見ネットワーク西諸の機能を強化するための「取組」を協議する必要があるため、成年後見ネットワーク西諸の運営について協議します。

(基本方針2)

成年後見ネットワーク西諸の支援機能

2-① 「包括的」なネットワークづくり

地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていくため、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的に連携できる体制づくりを行います。

ア 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化

地域の関係者や団体が、権利擁護支援を必要とする人やその家族などの様子を把握したり、身近な立場で相談を受けたりしていることを共有します。

そのうえで、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関（介護や障がい、生活困窮、子育てなどにかかわる中核機関、地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）は、関係者や団体が受け止めた権利擁護支援に関するニーズへの対応に悩まないよう、役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方について確認を行います。

イ 中核機関と各相談支援機関との連携強化

緊急性の判断や、権利擁護支援の必要性、各種支援や中核機関につなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策などを確認し合うため、事例検討や支援の振り返りなどを行います。

ウ 各相談支援機関などの連携のしくみづくり

ア及びイの実践を踏まえ、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、各相談支援機関などが連携を図り、必要な支援を行うことができるしくみを整備します。

2-② 「多層的」なネットワークづくり

支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護など複合的な課題を抱える世帯には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えたうえで、状況に応じ家族の想いを尊重しながら、迅速に支援していく必要がありますが、「包括的」な支援体制では対応が困難な場合もあることから、「多層的」なネットワークづくりの構築について検討します。

(基本方針 3)

成年後見ネットワーク西諸の機能強化

3 - ① 成年後見ネットワーク西諸の機能を強化するための取組

成年後見ネットワーク西諸の機能を強化するための取組は、成年後見ネットワーク西諸の関係者が連携して進めることが重要であることから、以下の視点で取組ます。

ア 「共通理解の促進」の視点

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所などの異なる立場を有する成年後見ネットワーク西諸の関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性の共有に取組ます。

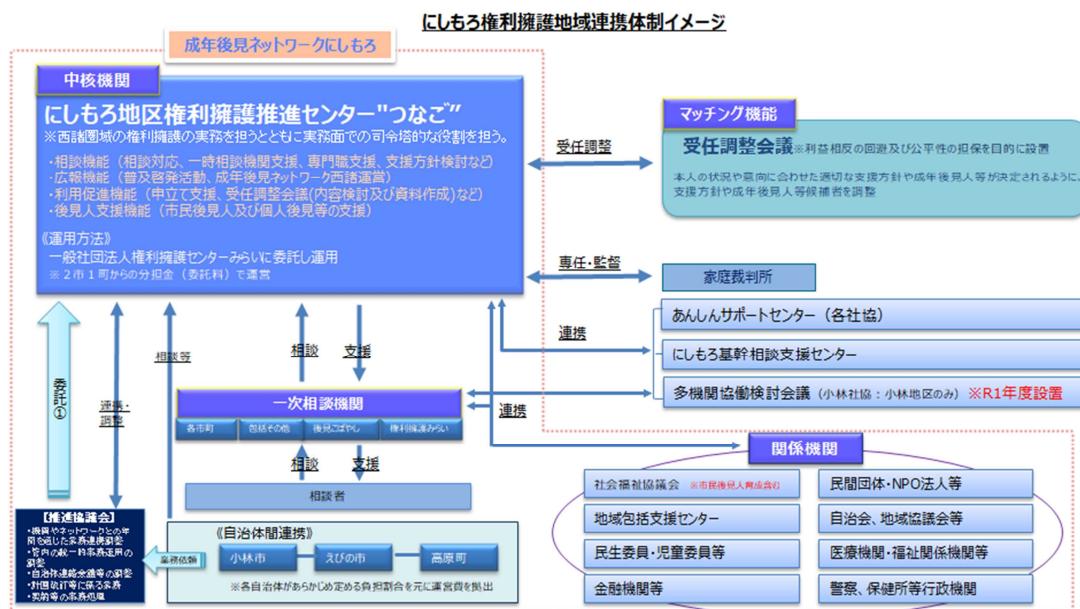
イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点

現在活躍している関係者のみならず、様々な立場の関係者が新たに地域の権利擁護支援に参画して、各々が可能な取組を行い、その取組を広げていくため、2-①アに取組ます。

ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備するため、2-①ウに取組ます。

■にしもろ権利擁護地域連携体制イメージ



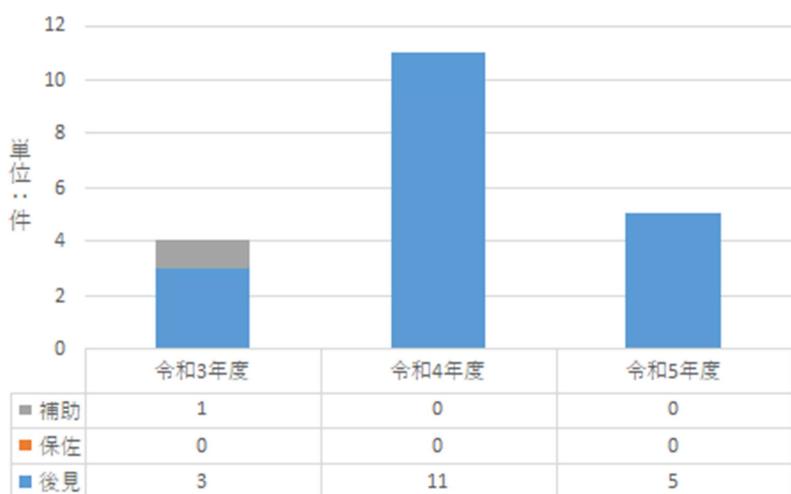
(基本方針 4)

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進方針

4 - ① 市町村長申立ての状況と方針

身寄りのない認知症高齢者などが制度の利用ができずに、その支援を受けられないという事態を防ぐために老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく首長の法定後見開始申立てを各市町で円滑に行います。また、虐待などの事案については、積極的に市町村長申立てを活用するとともに、事務を迅速に処理するため、中核機関と情報共有を行うなど連携を密にし、その運営を行います。

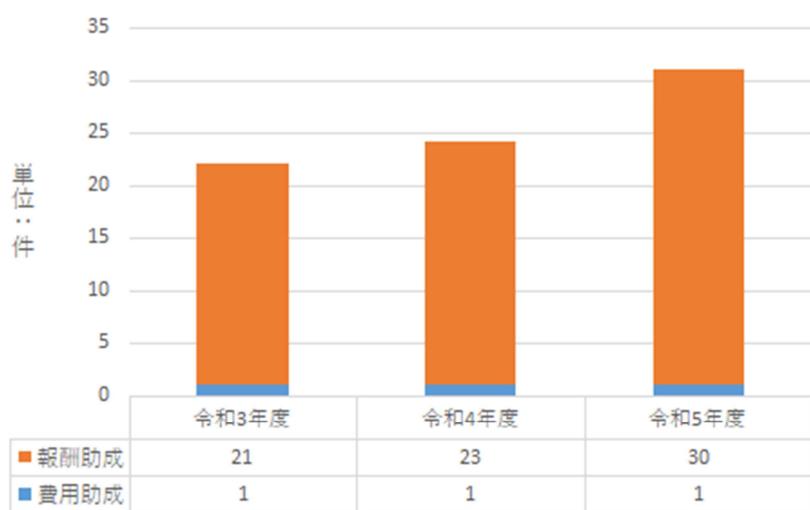
■西諸地域全体



4 - ② 成年後見制度利用支援事業の円滑な運用

本人や親族による申立ての費用及び後見人等の報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬について、引き続き助成に取組ます。

■西諸地域全体



資料編

1 これまでの経過

【西諸における権利擁護体制整備の経過】

年	内容	備考
平成 17 年	成年後見制度等推進会（成年後見ネットワークこばやし）が発足	小林市において専門機関、民間、行政などにより発足
平成 24 年	成年後見ネットワーク西諸が発足	成年後見制度等推進会が西諸での活動に拡大
平成 28 年 4 月	成年後見センターこばやし 設立	小林市社会福祉協議会が設置。以下に従事 ・日常生活自立支援（あんしんサポート） ・成年後見制度推進事業
平成 28 年 5 月	一般社団法人 成年後見センターみらい設立	専門職集団として成年後見制度推進に従事
	～西諸での体制整備の必要性について議論が開始～	行政間や関係機関との合意形成が難航
平成 31 年 4 月～	関係機関（小林市社会福祉協議会、成年後見センターみらい、2 市 1 町など）と隨時意見交換	これまでの経緯などの確認も含め、隨時意見交換などを行う。
令和元年 6 月	西諸 2 市 1 町主管課会議	西諸における権利擁護体制整備のあり方を協議
〃	関係機関と隨時協議	西諸での体制整備を進めるための方策などの協議
令和元年 8 月	西諸地区権利擁護体制構築プロジェクトチーム設置	2 市 1 町による実務者レベルの P T 設置
〃	関係機関と随时協議	
令和元年 11 月	西諸地域における成年後見制度利用促進に係る社会資源調査実施	一般社団法人 成年後見センターみらいに委託
令和 2 年 2 月	先進地との意見交換（福岡県行橋市、北九州市成年後見センター）	2 市 1 町、みらい、小林社協、高原社協、ネットワーク西諸参加
	先進地との意見交換（人吉市）	2 市 1 町、みらい、後見こばやし参加
令和 2 年 3 月	西諸関係機関との意見交換	体制整備及び計画策定について協議
	三者協議（小林社協、みらい、 P T （小林市））	体制整備について協議
令和 2 年 5 月	成年後見ネットワーク西諸において地域連携ネットワークビジョンを提示	2 市 1 町による中核機関構想及び西諸の新しい体制を示す
	ネットワーク推進（中核機関の運営含む）及び計画策定に関し随时協議	新型コロナウィルス感染症の影響により、小規模協議を基本に実施
令和 3 年 3 月	にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画（第一期）策定	
令和 3 年 4 月	「中核機関ににしもろ地区権利擁護推進センターつなご」発足	
令和 7 年 3 月	にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画（第二期）策定	

2 計画策定委員及び事務局名簿

【計画策定会委員名簿】

No.	団体名	職名	氏名
1	成年後見ネットワーク西諸	会長	瀬戸山 雅光
2	成年後見ネットワーク西諸	副会長（弁護士）	坂巻 道生
3	宮崎県社会福祉士会はあとなあ宮崎	社会福祉士	小倉 和也
4	一般社団法人権利擁護センターみらい	事務局長	大山 由美子
5	中核機関にしもろ地区権利擁護センターつなご	センター長	永井 泰裕
6	成年後見センターこばやし	主任	北原 珠代
7	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	事務局長	大牟田 博昭
8	社会福祉法人えびの市社会福祉協議会	事務局長	益山 憲一
9	社会福祉法人高原町社会福祉協議会	事務局長	堀之内 由佳
10	小林警察署 生活安全課	課長	松元 尚博
11	えびの警察署 刑事生活安全課	課長	甲斐 崇一郎
12	宮崎県小林保健所	次長兼総務企画課長	藤元 信孝
13	小林市長寿介護課	課長	高津佐 正吾
14	小林市福祉課	課長	末元 利男
15	えびの市福祉課	課長	黒木 良二
16	えびの市介護保険課	課長	原口 佳三
17	高原町福祉課	課長	馬場 優代
18	小林市市民生活部	人権同和対策監	眞崎 勝男
19	小林市民生委員・児童委員協議会	会長	吉脇 辰男
20	えびの市民生委員・児童委員協議会	会長	上野 憲昭
21	高原町民生委員・児童委員協議会	会長	大迫 典子
22	一般社団法人西諸医師会	事務局長	遊木 和敏
23	医療法人浩然会 内村病院	精神保健福祉士	窪谷 くみ子
24	医療法人信和会 小林保養院	精神科 相談員	坂元 良次
25	小林市立病院地域医療連携室	医療ソーシャルワーカー	時任 由紀奈
26	一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会	小林・えびの・西諸県ブロックネットワーク理事	山毛 徹
27	株式会社宮崎銀行 小林支店	支店長	丸目 義裕
28	にしもろ基幹相談支援センター	センター長	久保田 祐司
29	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮崎県支部	司法書士	中園 茂
30	宮崎県行政書士会	行政書士	下村 健一

【計画策定委員会事務局名簿】

●事務局
小林市長寿介護課
小林市福祉課
えびの市介護保険課
えびの市福祉課
高原町福祉課

にしもろ権利擁護推進協議会



〒886-8501

宮崎県小林市細野 300 番地 小林市長寿介護課

TEL 0984-23-1140

FAX 0984-23-4934

Mail k_kaigo@city.kobayashi.lg.jp

URL <http://www.city.kobayashi.lg.jp>



〒889-4292

宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地 えびの市介護保険課

TEL 0984-35-1112

FAX 0984-35-0653

Mail info@city.ebino.lg.jp

URL <http://www.city.ebino.lg.jp>



〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地 1 高原町福祉課

TEL 0984-42-2581

FAX 0984-42-4550

Mail fukushi@town.takaharu.lg.jp

URL <http://www.town.takaharu.lg.jp>